

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(八)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American revolution (8)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.2 (2001. 2) ,p.23(171)- 46(194)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010200-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

——アメリカ革命政治思想史研究の一視角(八)——

大 森 雄太郎

第四章 レキシントンから独立宣言へ、一七七五年

年——一七七六年

(二)

レキシントン以後においても、「同意による統治」というイギリス的な観念、とりわけ自然権論に基づくそのロッキ的な表現が、抵抗の著作物の理論的バックボーンであり続けた。しかしながら、ロックが『統治論第二論文』第十一章において、「同意による統治」を立法権力に適用して引き出した立法権力抑制論、とりわけ課税と同意の関係について述べた第三原則は、危機の前の段階に比べれば、明らかに露出度を弱めている。そしてこれにともなって、同第三原則の中から引き出され、「同意

なければ課税なし」の補足的なスローガンとして用いられて来た所有権に関する文章(一三八節あるいは一四〇節から抽出された一文)も、レキシントン以後は、著作物の中にあまり表出しなくなっている。このことは恐らく、ひとたび戦闘が始まってしまえば、本国政府側の「実質的代表」理論と、植民地抵抗派の「同意に基づく課税」理論の間の論争が、あまり意味を持たなくなったことによると思われる。あるいはまた、以前の段階においては、それぞれ印紙税、タウンゼント諸関税、茶税といった特定の税が論争の直接的の的となっていたのに対して、「強圧的諸法」以後は、あるいは遅くとも第一回大陸会議以後は、本国議会による立法行為の全体が問題とされるようになったことに原因がある、と見なしてもよいであろう。しかも論争の枠組み自体が、徐々に分離・

独立の是非を問う方向に向かいつつあり、『コモン・センス』以後は決定的に独立論に議論が移行してしまっている。更に、一七七五年以降においては、ニュー・イングランドに限らず全植民地において、抵抗の制度的対象が曖昧となつてゆき、本国議會のみならず、国王さえも徐々に批判の対象となりつつあつた事も関係しているであろう。いづれにせよ、論争の主たるテーマは本国議會による課税という限定的な問題から、より大きな論題へと移りつつあつたのである。

しかし、にもかかわらず、課税と同意の関係について述べたロックの第三原則が、植民地の著作物の表面から全く姿を消してしまつたわけではない。以下にいくつかの例を見てみよう。

一七七五年暮れの『コンステイチュショナル・ガゼット』に連載された「ロング・アイランドのクウィーン郡の人々に」という一連のエッセイは、いぜんとして課税権を問題にしている。⁽¹⁾匿名の著者は、「他国が我々に税を課することができるのであれば、我々は何の所有権も持つていないと見なされねばならない」として、「課税には代表が伴うべきであるとするのは永遠の自然法であり、正に所有の觀念とは切り離すことはできない

のであつて、これなくしてはどんな所有権も存在し得ない」との議論を展開している。そして著者は、自己の議論を裏付けるために、「イギリスがかつて生み出した中で、最も光輝く偉大な権威」としてロックに言及し、このエッセイの多くの部分を、『統治論第二論文』第一三八節からの引用で埋め尽くしている。引用は、「最高の権力といえども、いかなる人からも、彼の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることはできない」という立法権力抑制の第三原則に始まり、「というのは私は、私の同意に反して、他人が好むままに、私から正当に取り上げることが出来る物について、本当には何の所有権も持つていないからである」という所有権に関する一文で終わっている。しかも著者は、ロックのこの議論に念を押すかのごとく、しかし引用符さえ付けないで、いまままで多くの著作者たちが引用して来た一四〇節からの文章、即ち、「私は、他人が好むままに取り上げてかまわない物について、いったいどんな所有権を持ち得ると言えるのであろうか？」という一文をも付け加えているのである。

アーサー・リーがロンドンで出版した『イギリスの人々の正義と利害への訴え』は、パンフレットとしては

植民地でリプリントされなかったが、その一節が『ロンドン・イヴニング・ポスト』に掲載され、そこから更に『ペンシルヴェニア・レジャー』に転載されて、広く植民地人の目に触れることとなった。⁽²⁾この中でリーは、「本国議会在最高の立法権であり、その法はあらゆる場合において拘束力を持つのであるから——本国議会は「植民地に」税を課する憲制上の権利を持つ」とする主張に反論して、「とりわけ課税に関しては、権力の源は人民の代理にある」のであるから、本国議会在に代理者を送っていないアメリカに対しては、本国議会在に「そのような権利は存在しない」、という議論を展開している。そしてリーは、新聞に掲載されたこの一節を、「最高の権力といえども、国家を規制するための法を作り得るとしても、人民の同意なくして人民の金銭を取り上げることにはできない」という文章で締めくくっている。これは語句に若干の加工が施されているにせよ、立法権による課税に関するロックの第三原則を述べたものに他ならない。より漠然とした仕方では、ロックがいまだに課税問題の関連で引き合いに出されている例として、一七七五年三月の本国議会在におけるキヤムデン卿の演説がある。すでに見て来た様にキヤムデンは、一七六六年の「宣言法」

に反対する議会演説を通じて、課税と同意に関するロックの第三原則を植民地に広く知らしめる役割を果たしている。今やその十年後に彼は、やはり本国議会在において、「ニュー・イングランド制約法」に反対する演説を行っており、その中で、「課税は専制にあらず」(“Taxation No Tyranny”)という政府筋の主張を反駁して、次の様に述べている。

『課税は専制にあらず』というパンフレット』を誰が書いたか私は知らない。しかし、この様な教理に対しては、自由への愛が命じる最大限の注意と疑念をもってあたねばならない。私がこれに反対する意見を主張する時、私は現在の家系を王位に据え、我々に自由をもたらした「イギリス」革命の魂である言語を話しているのである。即ち私はロック氏の言語を語っているのであって、彼の国の賛同者や人間の権利を尊重する人々によって決して疑問視されて来なかつた言語を語っているのである。

この演説は、ロンドン誌に掲載された後、一七七五年の夏に、植民地の少なくとも四誌にリプリントされている。⁽³⁾

明らかにロッキは、この演説やその他の例において、危機の最終段階に入ってもなお、「同意なければ課税なし」という植民地側や本国内反対派のスローガンに、理論的裏付けを与える権威として見なされ続けているのである。⁽⁴⁾

ロッキの第三原則が植民地の著作者たちにとって重要な意味を持った事は、本国政府筋の著作者の批判的証言によっても裏付けることができる。一七七五年にロンドンで出版され、同年中に植民地でもリプリントされた、ジェイムズ・マクファースンの『アメリカの主張に対するイギリスの権利の擁護』は、大陸会議の発した「武器を取る大義と必要性の宣言」に対する本国側の反論として書かれたパンフレットである。この中でマクファースンは、第一にイギリス帝国を「一個の国家」と規定し、第二に、とりわけ課税に関して、ウィリアム三世以来の本国議会権力の至高性を強調することによって、国内にある植民地に対する本国議会の課税権の主張が正当である、との議論を展開している。そして、引用原典を示す事さえせずに、植民地側がロッキの第三原則に依拠している事を批判的に紹介して、次の様に述べている。

イギリスの立法府の自由で他によって抑制されない権

威は当然のことであるから、それがイギリス帝国の全ての臣民に税を課する権利は、決して否定できないのである。最近では政治に精通していない人々が、時代遅れの格言を主張し始めてしまい、アメリカ人がこれに貪りついている。即ち「その格言とは」、「最高の権力といえども、いかなる人からも、彼の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることはできない」であり、言い換えるならば、代表は課税とは切り離せないことである。⁽⁵⁾

マクファースンと同様に、課税問題に関して植民地の主張を批判したイギリス本国人による新聞記事も、論争のこの局面で、植民地人がしばしばロッキを援用していた事を証言している。「モデラタス」の筆名で『セント・ジェイムズ・クロニクル』に投稿され、その後『ボストン・ニューズ・レター』に転載された記事は、植民地人がイギリス国内での相応の負担を払っていないとし、植民地側の反課税論を、欺瞞に満ちた議論であると批判している。⁽⁶⁾ 著者によれば、「彼らから得られている税は、彼らを守るために必要な経費の百分の一にも満たない」のであり、そのために「イギリスは少なく見積

もつても五千万ポンドの赤字を抱え込んでいる」のであった。にもかかわらず植民地人は、本国議会において代表されていないとの詭弁を用いて課税に反対し続けて来たとして、著者は「実質的代表」理論に立って植民地の抵抗を非難している。そして、この点での植民地人のロッキへの依拠を半ば揶揄して、次の様に述べている。

アメリカ人がロッキ氏の様な思弁的な著作家を引用する時、彼らは彼らに判断力が欠如している事を示している、彼等の大義を放棄しているのである。この著述家の沈黙考は……議会を無効にするためのものなのか、そして憲制を破壊するためのものなのか？私にはそうは思わないのである。

以上の様に、レキシントン以後も、課税に関するロッキの議論はいぜんとして援用され続けていた。そして、逆に本国政府側の著作者たちも、植民地の抵抗陣営によるロッキの援用を批判し続けている。しかし、ロッキの課税に関する第三原則や、所有権に関する文章も、レキシントン以後は極端に引用頻度が低くなっている。論争の焦点は本国議会による課税という限定的問題から、抵

抗や分離・独立といったより大きな問題に明らかに移行しつつあったのである。

しかしながら、課税に関するロッキの言説の露出度が低くなった事は、抵抗の著作者たちにとってロッキの言語の重要性が相対的に低下した事を意味しない。ロッキにおいて課税に関する第三原則のみならず、立法権力抑制論、ひいてはあらゆる政治権力の限界性は、自然権の概念によって表現された「同意による統治」という観念の上に立っている。そして、この観念のロッキ的表現そのものは、植民地の政治的思考から後退した訳ではない。ロッキ政治学の特殊の適用は不明確となっていたが、その下部構造自体は著作物の中に明確に表出し続けているのである。危機の最終段階においては、著作者たちは、「同意による統治」のロッキ的表現を、本国議会の植民地における課税権を否定する以外の目的で、とりわけ抵抗と独立の正当化論のために用いるようになっていったのである。

「同意による統治」というロッキ政治学の下部構造が、植民地の著作者たちにとっていぜんとして重要であった事を示す一例として、ジュダ・チャンピオンの『キリスト教的並びに政治的自由の考察と勧告』を検討してみよ

う。⁽⁷⁾このパンフレットはもと一七七六年五月にコネティカットの代議会で行われた説教を印刷したものであつて、その主旨は、受動的服従の教理を否定し、植民地の抵抗がキリスト教的自由の観念と合致している、と強調する事にある。チャンピオンはこの時期の他の多くの抵抗の説教師たちと同様に、「ですから、キリストが我々を開放して下さつたその自由の上にしつかりと立ちなさい」(『ガラテヤ人への手紙』第五章第一節)をテキストとして用いて、彼の議論をもっぱら宗教的な言語によつて展開している。しかしこの説教は、自然権論に基づく議論も同時に提起して、この面においては、『統治論第二論文』がチャンピオンにとっての唯一の思想的源泉となつている。例えば彼は、他の多くの抵抗の著作者たちが今までなして来たのと同様に、しかし語句に若干の変更を加えつつ、第二十二節を引用して、政治権力の受託性の端的な証明として⁽⁸⁾いる。この個所でロックは、「人間の自然的自由」が、自然法によつてのみ拘束され、「地上のあらゆる上位の権力から自由な」状態であるのに対して、「社会における人間の自由」は、被治者の「同意によつて国家に設立された」立法権力、即ち、信託によつて立法行為を行う権力の支配下にある事

である、と主張している。

チャンピオンのロックへの依拠が最も明確となるのは、政治的自由の本質を説明し、その説明のために、自然状態の中から政治権力が出現する契機を描写するくだりである。人々が「自由で平等の状態」である自然状態を放棄し、社会と国家を形成する理由を説明して、チャンピオンは次の様に述べている。

というのは、その状態「自然状態」においては、誰も他者の支配に服していなかったのであつて、この点で「誰もが」彼自身のパースンと所有物の絶対的な主人だったのである。しかし誰もが彼と同等であり、多くの人々は正義と衡平を厳格には遵守しなかつたので、この状態においては、所有物の享受がきわめて不安定であらざるを得なかつた。従つて彼は、終わることのない恐怖と危険を必然的に伴うこの状態を自発的に放棄し、彼らの生命、自由、及び財産の相互保全のために他者と結び付いたのである。⁽⁹⁾

チャンピオンは明らかにここで、『統治論第二論文』第九章、「政治社会と統治の目的について」の冒頭の一二

三節を模写している。この節でロックは、自然状態の不都合を強調し、政治社会や統治の必然性を導き出している。ロックによれば、「というのは、自然状態においては」全ての人々が彼と同様に国王であつて、誰もが彼と同等であり、しかも多くの人々は衡平と正義を厳格には遵守しないのであるから、この状態において彼の持つ所有物の享受は、きわめて不安定で不確実なのである。そしてこの不確実性が原因となつて、人々は「私が一般的名称で所有と呼ぶところの、彼らの生命、自由、及び財産の相互の保全のために」、政治社会を形成し、統治権力を設立するのである。

しかしながら、チャンピオンの議論はこの様な前提から、ロックの立法権力抑制論や、課税に関する第三原則の方向に向かわない。そうではなくて彼は、植民地の抵抗の正当化論を展開してゆき、人々が社会に入った本来の目的と合致しない政治権力の行使に対して抵抗する事は、人民にとつての権利であるばかりではなく義務である、と主張してゆく。再び、文言に多少の変更はあるものの、ロックの二十三節を用いて、彼は次の様に述べている。

絶対的で独裁的な権力からの自由は、人の保全にとつて欠くことのできないものであり、かつそれと密接に結びついているのであるから、彼はその自由を手放すことはできないのであり、もし手放せば彼の保全と生命とを同時に喪失することになるのである。⁽¹⁰⁾

政治社会を形成する時、人は所有の自然権をより良く確保するために、自然権の一部を放棄する。しかしながら彼は、「絶対的で独裁的な権力」に抵抗する権利を放棄することはできない。というのは、その様な権力は、人が彼の権利の保全を求めて社会に入ったまさにその権利を侵害するからである。そして、ロックにおけると同様にチャンピオンにおいても、自然権はキリスト教の神によつて人間に与えられた神与の権利であるから、「イギリスの専制」に対して「しっかりと立つ」事は、すべてのキリスト教徒の義務なのである。

以上の様に、ジュダ・チャンピオンにおいては、ロック政治学の基礎構造は存続していて、それを適用する際の強調点が、本国議会による課税という特殊な問題から、イギリス本国に対する抵抗という、より一般的なコンテクストに移行しているのである。危機のこの段階に

においては、ロックを援用しつつロック的な自然権の概念に基づく統治論を、とりわけ明示的に提起している多くの例が、レキシントンで始まった戦争を正当化する議論を展開している⁽¹⁾。危機の最終段階においては、ロック版の「同意による統治」は、本国議会による課税に対抗するためのロック理論の前提としてよりは、むしろ武力抵抗と、最終的には分離・独立を正当化するための理論的枠組みとして機能するようになっていっているといつてよい。

註

(1) "To the Inhabitants of Queen's County, Long Island," in *Constitutional Gazette*, November 29, December 2, and December 6, 1775. ロックからの引用は November 29, 1775 に現れている。

(2) *Pennsylvania Ledger*, June 10, 1775.

(3) *New-York Gazette and Weekly Mercury*, May 8 1775; *Norwich Packet*, May 18 and 25, 1775; *New-Hampshire Gazette*, July 4, 1775; *Providence Gazette*, August 5, 1775.

この記事を一七七五年三月十八日に掲載したはずのロンドン誌は特定できなかった。

なお、⁽¹⁾でキヤムデンが批判しているパンフレット、『課税は専制にあらず』は、第一回大陸会議の様々な決議に対抗するために、ノース政権の依頼を受けて、サミュエル・ジョンソンがもともとの原稿を書いたパンフレット

トである。Samuel Johnson, *Taxation no Tyranny: An Answer To The Resolution And Address Of The American Congress* (London, 1775). 詳しくは次の文献を参照された。The Yale Edition of the Works of Samuel Johnson, vol. 10, *Political Writings* (New Haven, 1977), ed. by Donald J. Greene, 401-402.

(4) 「ニュー・イングランド制約法案」に対して反対論を展開したキヤムデンの貴族院演説で、植民地の新聞によって紹介されたものが他にもある。キヤムデンは⁽¹⁾においても同様にロックの重要性を強調している。「DEBATES on the NEW-ENGLAND FISHERY BILL" (House of Lords, London, March 16), in *Pennsylvania Evening Post*, May 9, 11, and 13, 1775; *Pennsylvania Journal*, May 10 and 17, 1775; *Pennsylvania Ledger*, May 13, 1775; *Pennsylvania Packet*, May 15, 1775. これらの新聞記事はキヤムデンの演説を描写して次のように述べている。「卿は「ニュー・イングランド制約法案に反対する議論の原則を」ロック氏の著作の一つから吸収していると告白している。この原則の自明の理によって、現在の家系に王位が永久に与えられているのであるが、彼はあまりにも革命に忠実であるために、この原則から離れることはできないのである。これこそがオールド・ウィッグの原則なのであって、卿は彼自身がその熱烈なる擁護者であると宣言したのである。」

(5) James Macpherson, *The Rights Of Great Britain Asserted Against The Claims of America* (London, 1776),

15.

- (9) "MODERATUS," in *Boston News-Letter*, December 14, 1775.
- (7) Judah Champion, *Christian And Civil Liberty And Freedom Considered And Recommended* (Hartford, 1776).
- (8) *Ibid.*, 8.
- (6) *Ibid.*, 7-8.
- (10) *Ibid.*, 8.
- (11) 例えは、次のパンフレットを参照されたい。John Carmichael, *A Self-Defensive War Lawful* (Lancaster, 1775), eps. 11-13; Jacob Greene, *Observations On The Reconciliation of Great Britain, And The Colonies* (Philadelphia, 1776), 9-14, esp. 9; Samuel West, *A Sermon Preached Before The Honorable Council, And The House of Representatives of The Colony of the Massachusetts-Bay* (Boston, 1776), 5-20. これらの中で特にサミュエル・ウェストは、一般的に抵抗論を提起するのみならず、「統治の解体」というロックの抵抗権のレトリックを用いているので、本章第四節で検討することになる。

(11)

さて次に、植民地の創設に関する移住論、移住論の上に成り立つ植民地独立国家論、及びこれらを前提とするイギリス帝国国家連合論においてはどの様な議論が展開されていたのかを見てゆこう。

少なくとも本稿のリサーチの範囲内では、論争のこの局面においても、大きな変化が見られる。即ち、リチャード・ブランド以来レキシントンまでは、移住論＝独立国家論にはロック型と国王大権型の二つの論理が並行して提起されて来たが、危機の最終段階に入ると、国王大権型の論理が完全に姿を消し、ロック的な論理のみが展開されるようになる事である。国王大権型の独立国家論においては、移住者がイギリスを移住して出た時、国王の臣民として移住するのであり、国王権力によって本国議会への服従義務の域外に開放されるのである。そして彼らは、本国議会権力の及ぶ領域 (the realm) の外の国王の支配領域 (dominion) にあって、国王の臣民として本国とは別個の独立国家を建設する、という議論が展開される。その最も極端な例は、一七七五年三月に出版されたアレクザンダー・ハミルトンの『農夫への反駁』に見られた。しかし、本稿のリサーチにおいては、レキシントン以後は、この形態の議論が提起されている例は見えなかった。植民地の著作者たちは恐らく、この様に国王権力を極大化する事の危険性に気付き始めていたのかも知れない。今やイギリス正規軍が、国王の名の下に植民地との間で戦争を遂行しつつあったのであ

り、国王は徐々にはあるが、ニュー・イングランド以南の植民地においても、「イギリスによる専制」に加担するものとして現れつつあった。いづれにせよ国王大権型の論理は、多くの植民地人が国王との決別を考え始めるようになった一七七六年には、植民地人のセンチメンツとは合致しない論理となったにちがいない。

以上の様に、ハミルトンの議論は消失するが、一七七四年のジェファソンの『イギリス領アメリカの権利の要約』に代表されるロック型の議論は、レキシントン以後も提起され続けている。ロック型の移住論¹⁾ 独立国家論においては、国王と植民地人の間に統治契約が結ばれて国家連合体が形成されるまでは、国王権力は植民地の歴史において何の役割も担わない。植民地の父祖たちがイギリスを移住して出た時、彼らは個人が生まれついて持っている移住の自然権を行使したのであり、彼らが北アメリカに定住して独立国家を形成した時、その空間は国王の支配領域ではなくて自然状態だったのである。従って、彼らの独立国家はもともとは、本国のみならず国王との関係においても自然状態にあったということになる。

さて、移住論、個別植民地独立国家論、帝国国家連合

論の三段階は、本来はそれぞれが構成要素となつて一個の理論体をなすものである。しかし、もともとあまり体系的な議論を展開しない植民地の著作者たちは、とりわけこの時期に入るとこれらの要素を分解して、自己の議論にとつて必要な論理のみを提示する傾向が強くなっている。従つて、ここでは分析の都合上、三つの要素を分離して、それぞれの要素を順次検討してゆきたい。

まず第一に、移住論について見てゆこう。この時期にロック的な移住論を最も明確に提起している例は、『コモン・センス』の分離・独立の主張と民主的共和国設立の提唱のいづれをも支持するために書かれ、独立宣言の直前に匿名で出版された、『興味深い問題についての四つの書簡』である。¹⁾ 著者は第三書簡において、ペン一族の領主権を否定する目的で、植民当初のペンシルヴァニアにおける国王の支配権の正当性を問題とし、本来国王には支配権がなかったのであるから、チャールズ二世によるウィリアム・ペンへの領主権の贈与は不当であつたとしてゐる。そして著者は、この様な議論を展開するために、ロック的・ブランド的・ジェファソンの様な移住の自然権の概念を用いて、次の様に主張している。

どの様な個人も、彼を養ってくれる世界のどの地域へでも行って定住する、生まれつきの基本的権利 [natural privilege] を持っている。全てのネイションがこの様な慣習を承諾するであろう。インディアンがイギリスやその他の場所に定住し、土地を購入して占有してもよいであろうし、ヨーロッパ人が同じ目的でアメリカに定住してもかまわない。いづれの場合も権利の侵害はないのである。しかし、一つの国の国王が条約か購入によって所有しているのではない他国の土地を、誰かに譲渡する権利を持つとする事は、権限の上での強奪であり、正真正銘の恣意的権力「の行使」に他ならない。⁽²⁾

移住論は、ここにおいては、ペンシルヴァニア独立国家論を導き出すためではなく、ペンシルヴァニアの歴史から国王権力の役割を払拭するために提起されている。しかしいづれにせよ移住は、ペンシルヴァニアに対して何の支配権も持たなかった国王の大権によるものとしてではなく、ロックと同様に「生まれつきの基本的権利」の行使としてとらえられている点が重要である。

さて、この時期にも移住論がさかんに議論された一因

として、大陸会議が公的文書において移住のレトリックを用いている事が挙げられる。第二回大陸会議は一七七五年七月に、一方でジョン・ディキンソンによって書かれた「オリーヴの枝の請願」を發して、ジョージ三世に本国との和解への援助を要請すると同時に、他方でジェファスンによって書かれ、ディキンソンによってより温和な表現に改められたと言われている「武器を取る事の大義と必要性の宣言」を發している。そして大陸会議は、植民地側が武力抵抗に至らざるを得なかった理由の説明を試みた後者の「宣言」において、「我々は、我々の大義の正当性を、世界の他の国々に知らしめる義務があると考える」と締めくくった前文に続く第二パラグラフの冒頭で、いきなり移住論を展開しているのである。即ち、

イギリスの住人であった我々の祖先は、政治的及び宗教的な自由を求めて彼らの生国を後にし、こちら側の陸地に居住地を求めたのである。彼らは彼ら自身の血を流し、彼ら自身の財産を危険にさらし、彼らが移住して出て来た国に対して何ものをも負うところなく、不断の労働と不屈の精神をもって、その時多くの野蛮

で好戦的なネイションで満ちていた、遠くアメリカの荒れ果てた荒野に定住したのである。⁽³⁾

ここにおいては、ロック的な移住の自然権の概念も、国王大権による本国議会権力の域外への開放という観念も提示されていない。上記引用文に続いて、「完全な立法府を備えた社会あるいは統治が、国王の特許状の下で形成された⁽⁴⁾」、という一文を挿入する事によって、大陸会議はロック型の移住論から若干の距離をとってはいる。

しかし、しばしば特許状が、独立国家としての植民地とイギリス国王の間に結ばれた源初の契約であった、と主張されていた事を考慮するならば、この移住論は、⁽⁵⁾国王大権型よりはむしろロック型に近いといえる。

なお、前節でもとりあげた、本国政府筋の著作者であるジェイムズ・マクファースンは、「宣言」のこの個所を批判し、とりわけ「彼らが移住して出て来た国に対して何ものをも負うところなく」、という大陸会議の主張を論駁しようとしている。マクファースンから見れば、「植民地の最初の設立以来、植民地を支え、その統治や防衛のために植民地に費やされた「イギリス本国の」費用の総計は、膨大なもの」であって、この点での大陸会

議の主張は虚構に過ぎないのであった。⁽⁶⁾ここでは大陸会議が、ロック型の移住論・独立国家論にとって不可欠の前提要素であった植民地独立定住・発展論に立っているのに対して、マクファースンはこれを否定し、本国の援助なくしては植民地の定住も発展もなかった、と批判しているのである。

『コモン・センス』で展開されている分離・独立のための議論のほとんどが、ペインの独創によるものではなく、植民地の多くの著作者たちが提起して来た議論を効果的に集大成したものであったとするならば、『コモン・センス』にロック型の移住論が存在する事は、同理論が植民地人の心情の中にいかに深く根付いていたかを示す証左と見なす事ができる。『コモン・センス』の冒頭において、ペインが描いて見せる植民地の最初の定住についての描写は、植民地人がロック的思惟によって彼らのアイデンティティーを探索しようとした知的営為の一貫として理解されるべきであろう。なるほどペインは社会契約という概念を斥けて、社会発生の自発性を強調してはいる。しかし最初の定住者たちが、イギリス国王の臣民ではなく、「自然的自由の状態」にあったとして、次の様に述べている。

少数の人々が他の地域とは何の関係もない地球上の離れた地域に定住した、と仮定してみよう。そうすれば彼らは、どの様な国においても、あるいは全世界において、最初の人口の定住であることになる。そして、この自然的自由の状態にあって、彼らが最初に考えるのは社会「の形成」であろう。

ここにおいてペインと彼の読者が、北アメリカの植民地の形成を想起していた事は明白である。上記引用の次のパラグラフでペインは、「重力のごとき必要性にせまられて、我々の新たに到来した移住者たちは、じきに社会を形成したのである」、と述べている。⁽⁸⁾ いづれにせよペインの移住者は、「他の地域とは何の関係もない地球上の離れた地域」であった北アメリカに移住し、「自然的自由の状態」に定住した、ロック型の移住者であったと見なされるべきであろう。

以上の様なペインの主張が、この時期にもさかんに議論されていた移住論のコンテキストにおいてとらえられべきである事は、ロイヤリストによる『コモン・センス』批判からも明らかである。ニュー・ヨークのロイヤリストであったチャールズ・イングリスは、『コモン・

センス』を批判した『仮面を剥がされた欺き者』において、ペインの移住論を論駁している。⁽⁹⁾ イングリスの観点から見るならば、「アメリカへの最初のイギリス人移住者たち」は、ペインの主張する様に自然状態にあったのではなく、「彼らの移住以前にすでに社会状態にあった」のである。というのは、

イギリスにおいて彼らはつどってこの土地の贈与を申請し、贈与や特許状や訓令を受け、これらによってこの土地の法的権利を得たのである。⁽¹⁰⁾ これらの移住者がアメリカに来た時、彼らはそれ以前からすでに社会状態にあったのであるから、最初に社会を形成する事など考えはしなかったのである。

イングリスはここで、イギリスからの移住者は、移住によつて北アメリカにイギリスの社会と統治を拡大した、と主張しているのであり、すでに見て来た様に、イギリス本国とアメリカ植民地（及びアイルランド）が一個のイギリスの共同体、あるいは国家を成している、とするロイヤリストに共通する信念を、繰り返して表明しているのである。

さて、ロック型の移住論、従つてそれを前提とする独立国家論が、ロックの労働Ⅱ所有権論と結びつき易い事は、第三章第二節において、モーゼス・マサーの例を用いて検討した。ロック型の移住論は、植民地が本国の援助なくして、独力で建設され発展して来たとする議論を、必然的に伴う。そしてこの植民地独立定住・発展論は、植民定住者たちを個人に置き換えるならば、他者の同意によつてではなく、個人の労働によつて所有権が発生するとする、ロックの所有権論と結び付ける事ができる。即ち、植民地は植民地人自身の労働の所産として成立したのであるから、本来植民地人自身の所有物であつて、イギリス本国の延長、あるいはイギリス的共同体の一部ではない、という議論を導き易い。レキシントン以後も、ロック型の移住論に不可欠の植民地独立定住・発展論と、ロックの労働Ⅱ所有権論が結び付けて論じられている例を、幾つか見ることが出来る。

例えば、マールボロ (マサチューセツツ) の牧師、ウィリアム・スターンズが一七七五年五月に行った説教において、「冒険的で尊敬すべき人々、我々の始祖、この国の最初の定住者たち」の移住と定住について述べている。スターンズによれば、彼らはジェイムズ一世と

チャールズ一世による「政治的及び宗教的権利と自由に加えられた侵害」に耐えかねて、「彼らの生国を見捨てる事を選択」し、「海外の地に安寧の場所を得」ようとして、「この西の陸地に足を踏み入れ」、「購入」と「征服」を通じて北アメリカに定住したのである。そしてその後植民地人は、「想像を絶する血と財の犠牲を払つて、長い間彼らのみで、彼らの獲得したものを守つて来た」のであるから、「我々は、この土地と、この土地が生み出すあらゆる利益に対して排他的な権利を持つ」のである。更にスターンズは、「血と財の犠牲」を「労働」に置き換えて、「何であれ人が彼自身の労働 [labor and toil] によつて獲得したものに對して、彼は排他的な権利を持つのである」と述べている。⁽¹²⁾ ここに見え隠れしている論理は、植民地が植民地人自身の労働によつて得られた植民地人の所有物であり、従つて、植民地は母国イギリスに従属せず、母国と対等な憲制的地位に立っている、という論理である。この様にロック的な労働Ⅱ所有権論に裏付けられた植民地独立定住・発展論は、当然の事ながら、ロック型の独立国家論を導く前提となる。⁽¹³⁾

それでは次に、移住論から離れて、レキシントン以後の植民地独立国家論と、その上に成り立つ帝国国家連合

論を検討してゆこう。この時期においても、個別植民地、あるいは場合によっては北アメリカ植民地全体が、本来イギリスとは別個の独立的政治体であったとする観念は、植民地の著作物の間に広く見られる。

例えば、『マサチューセッツ・スパイ』に、「マサチューセッツ港湾植民地の人々に」と題して連載された一連のエッセイは、すでに第三章第三節で検討した様に、ジョン・アダムズの側に立って、アダムズの論敵であったダニエル・レナードを批判している。匿名の著者は、アダムズの「ノヴァングラス」書簡と同様に、独立国家論に立って、レナードの「マサチューセツテンシス」書簡を論駁しているのである。著者はレキシントン以後も、一七七五年五月の第八エッセイにおいて、イギリスとアメリカ植民地を一個の国家と見なすレナードの論点を論駁し続けている⁽¹⁴⁾。著者は、「植民地が本国に併合されているという事はないのであり、今後もあり得ない」と主張する。そしてレナードが、マサチューセッツは「別個のあるいは独立した国家 [a distinct or independent state] であるように見えるか？」と問うのに対して、「我々の最初の特許状」の中に、「我々をイギリス帝国に結び付け、あるいは我々を本国議会の権威に服せしめる

ように見なし得る一語でも存在するのか？」と反論し、マサチューセッツが植民地の創設以来、「別個のあるいは独立した国家」であり続けて来た、という主張を展開している。実際、著者にとっては、「アメリカの独立という素晴らしい建造物」こそ、「我々が一世紀半にわたって所有し、実践して来た」ものであって、「我々の愛国者たちが、今、嵐に立ち向かって守ろうとしている」ものに他ならないのである。著者にとって、独立は新たに獲得するものではなく、植民地の本来の状態なのであり、現在のイギリスの脅威から守るべきものなのである。

個別植民地が本来独立国家であったとする観点は、外国人の著作物の中にも見出すことができる。ギヨーム・トマ・フランソワ・レナルが一七七二年にフランス語で出版した著作の英訳抜粋が、一七七五年中頃に、『ある外国人のセンチイメンツ』と題して、フィラデルフィアで出版されている⁽¹⁵⁾。レナルは、七年戦争以来の本国側と植民地側の、それぞれの主張を紹介し検討しつつ、植民地側に同情的な議論を展開している。恐らくこのパンフレットは、抵抗陣営内穏和派の意図によって出版されたものと思われる。というのは、レナルは植民地の本国か

らの完全分離が将来の歴史的必然であるとしながらも、⁽¹⁶⁾現時点での分離・独立は、個別植民地を「独立で別個の国家」(a distinct and separate state)、あるいは「一群の小国家」(little common-wealths)の状態に回帰させ、相互間の不断の対立を招くとの予測を示して、独立には反対しているからである。⁽¹⁷⁾しかしここで重要な事柄は、第三者的な観点から見て、植民地人が「彼らの権利を回復するまでは、決して剣をさやに納めないという決然たる目的を持って、彼らの本来の憲制上の独立を再確立」しようとしている、と観測している点である。植民地の独立は、⁽¹⁸⁾ここにおいても「再確立」されるべきものと見なされている。

植民地の新聞に、政治思想の上ではロックの強い影響を受けているとされるフランシス・ハチソンの植民地独立国家論が現れている事も、看過できない事例である。もともとは『ロンドン・イヴニング・ポスト』に掲載されたこの記事は、植民地の抵抗を支持する本国人によって書かれ、ニュー・ヨークの新聞に転載されたものである。⁽¹⁹⁾著者は、「自然の理性や自由や正義のあらゆる原則によって、……アメリカ人は彼らの抵抗を正当化される」という主張を補強するために、ハチソンの『道

徳哲学序論』第三卷第七章から一個のパラグラフを引用している。この個所でハチソンは、移住による独立国家の形成を説明して、「市民が政府の許可を得て、彼らの国を離れ、彼ら自身の犠牲を払って新たな場所に住みついたならば、彼らは母国と調和して、正当に独立国家をなす」と述べている。更に続けてハチソンは、「母国が植民地に対して抑圧的な何事かを企図し、植民地がそれ自身独立国家として存立し得るならば、……植民地はもはや服従の状態にとどまるべく拘束されない」と主張している。ハチソンの表現をかりてではあるにせよ、ここにおいても植民地独立論から独立国家論が導かれ、しかも独立国家への回帰論が展開されている事が注目に値する。

さて最後に、ロック的な移住論や独立国家論が、帝国国家連合論を導いている例を検討してゆこう。これら三段階の理論的要素をすべて備えている例をいくつか見出す事ができるが、帝国国家連合論が更にロックの抵抗権論と結び付いて、分離・独立を主張するための理論装置となつている例は、抵抗権を扱う次節にゆずりたい。ここでは帝国国家連合論の枠内にとどまっている例のみを見てゆこう。

最初の例は、抵抗陣営内穏和派の立場から、抵抗と同時に本国との和解を説得しようとする、恐らくは最後の絶望的な試みとして、ロツクの移住論を起点に帝国国家連合論を提起している。「ハムデン」の筆名で、『ヴァジニア・ガゼット』に二週連続のエッセイを寄稿した著者は、世論が独立に向けて大きく動きつつあった一七七六年四月の時点で、なお本国との和解を提唱し、帝国国家連合論を、帝国の憲制は本来そうであったと主張すると同時に、それであれば本国側が受け入れるであろうとの推測のもとに、和解の条件として提示している。⁽²⁰⁾ 著者は本国からの完全な独立に反対する根拠として、様々な理由を挙げている。即ち、イギリス的混合政体こそが最良の統治形態であつて、これを回復する事だけが抵抗の目的であること、完全分離は個別植民地を完全に独立した共和国となしてしまふが、共和国においては内政的混乱が起こりやすいこと、また、個別共和国間の不和が絶えないであろうこと、帝国の外へ出てしまえば国王の保護の下での自由な貿易を保証されなくなること、完全分離のための戦争においてフランスやスペインの援助は虚弱であろうこと、等々である。実際、著者の観点からするならば、完全な独立は「時の経過とともに、帝国の中

心 [the seat of empire] がイギリスからアメリカに移行する」まで待つべきものであつた。

しかしながら、抵抗陣営内に属する限り著者は、「我々が我々の権利を回復するまでは、決して剣をさやに納めない」という決然たる目的」をもって戦争を遂行するべきである、と明言している。そして、著者にとつての「我々の権利の回復」とは、「我々のもともとの、我々の憲制的独立性の再確立」であり、換言するならば、「植民地の古来の特許状や源初の契約に基づいて、自然の法によつて保証されている憲制的独立」の回復こそが、植民地の戦争目的であるべきであつた。更に著者は、植民地が本国との間で危機の時代に入る以前に本来享受していた独立を、「イギリス国王への忠誠の下にあつて、「しかし」本国議会による統治からの完全な免除を我々に与えて来たような独立」と表現している。そしてこの様に、本国議会権力の域外にあつて、しかもイギリス国王との間で忠誠・保護の関係にある植民地の憲制的位置付けを導き出すために、著者は移住論から出発して帝国国家連合論を展開しているのである。

第一に「ハムデン」は、移住論から独立国家論を展開する。即ち、

イギリスから来た北アメリカの最初の定住者たちは、疑いもなく人間性に基づく権利を有していた。彼らは人間が造物主によって自由で独立なものとして造られていると見なした。そして、人間は彼が住んでいる社会を離れて他の社会に入る事によって、あるいは彼自身のセンチメンツや意見に合致した新しい組織体 [a new establishment] を形成する事によって、彼自身の幸福を増進する自然権をいつでも持っている見なした。我々の始祖はこの様な観念を持って、イギリスの政府によって援助される事なく、彼らの血と財を費やして、この新しい地域を探求し、ここに定住したのである。

移住は国王大権による解放としてではなく、明らかにロッキ的な自然権によるものとしてとらえられている。従って、移住後に北アメリカに形成された「組織体」も、国王権力とは何の関係も持たないロッキ型の独立国家と見なされるべきである。

次に著者は、これらの「組織体」がイギリス国王との契約関係に入る事によって、イギリス的統治形態を採用し、国王の下でイギリス本国を含む国家連合を形成した

と説明する。

彼ら「定住者たち」は、彼らの生国への愛着を持っていたし、生国の法や統治形態を好み、また保護をも期待したので、イギリスと結び付いたままである事を望んだ。彼らはこの目的のために、イギリスの君主との間で契約を結び、この契約によって、所有されるべき全国土が、自由で絶対的な支配権とともに彼らと彼らの後継者、及び「彼らから」土地を譲渡された者に与えられたのである。「そしてこの時」彼らは、イギリス政府の形態や方法に類似した政府を設立する完全な権力を持っていて、イギリス憲制によって示された限界や制約の下で、イギリス国王への忠誠の範囲内にあり、完全な盟約と和親によって、イギリス本国 [the realm of England] と結び付いたのである。

以上の様に、「ハムデン」においてもまた、移住によって成立した、本来独立の政治体であった個別植民地は、本国議會権力の関与なしに、イギリス国王との間で契約を結ぶことによって、国家連合体の構成員となり、その結果として本国と「結び付いた」のであった。実際「ハ

ムデン」にとつて、個別植民地は帝国の中にあるにはせよ、「全帝国の中心的な絆としての一人の共通の君主によつてイギリスと結び付いた独立国家 [Independent states]」に他ならないのである。

更に続けて「ハムデン」は、植民地の戦争目的が本国からの完全な分離・独立であるべきではない、との議論を展開してゆく。本来植民地が享受していた、国王の保護の下における「独立国家」としての地位が、七年戦争の終結とともに、「イギリス議会によつて侵害」されるようになり、今や本国・植民地間に戦争が勃発してしまつた。従つて、「我々はこの戦争を遂行するために、我々の間で何らかの一次的形態の政府を持つべきである」。しかし著者はここから、抵抗陣営内独立派の論客の様に、国王との源初の契約以前の完全な「独立国家」への回帰を主張しない。そうではなくて著者は、「もし我々がこの戦争を成功裡に遂行するならば、イギリスは我々を完全に失つてしまうよりは」、植民地が従来享受して来た独立性を認めるといふ条件で、「むしろ和平を望むであろう」と観測して、帝国国家連合論の枠内での「独立国家」への回帰を主張している。

さて最後に、「ハムデン」より明確にロッキ的な独立

国家論から帝国国家連合論を展開している例として、一七七五年六月の『ペンシルヴェニア・パケット』に現れた、「イギリス帝国の憲制についての若干の見解」というエッセイを検討してみよう。⁽²¹⁾ 著者はまず、植民地人がイギリス国家の一員であり、「彼らが何らかの明白なる合意によつて解放された事を証明できない限り」、本國議会の権力に服従せねばならない、との主張を論駁するために、ロッキ的な移住論を提起する。即ち、

彼ら「植民地人」のあの「イギリスの」國家のメン
バーとしての契約は、契約の本性からして、あの国土
[that realm] にとどまる限りのものであり、従つて、
彼らの移住によつて解除されたのである。

ここで著者は、移住の行為を自然権の行使として明言してはいないが、移住者が移住によつて生國の國家を成立させている契約から「解除」されるという表現は、ロッキ型の移住論と合致している。著者にとつて植民地の最初の定住者たちは、明らかにロッキ的移住者であつて、國王の支配領域に新たな領土をもたらす國王の臣民ではなかつた。

更に著者は、アメリカへの定住者たちが、彼ら自身の間での新たな契約によって、独立国家を形成する経緯を説明して、次の様に述べている。

市民社会あるいは国家は、一定の領界内の土地の所有者たちから成っており、彼らは法を作り、彼らに共通の利益のために法を執行する人々を任命するために、契約あるいは相互の合意によって結び付いているのである。

従つて、アメリカの個別植民地は、イギリス本国の延長でもイギリスの共同体の一部でもなく、それぞれがアメリカの自然状態の上に、ロッキ的な社会契約によつて成立した、独立国家に他ならなかつたのである。

次に、これらの独立国家はイギリス国王との間で、忠誠・保護の契約を結ぶことになった。著者によれば、

各植民地の人々は、……イギリスの国王たちとの間で特定の契約に入り、彼ら「国王たち」や彼らの後継者たちに忠誠を払い続けたのである。

この場合、契約の当事者である国王が、「議会における国王」(King in Parliament)ではなく、「パースンとしての国王」(King in his person)である事は明白である。というのは著者は、本国議会の植民地に対する立法権の主張に言及して、「この主張は契約に基づいているのであるうか！ その様な契約の証拠はどこにあるのか？」と批判しているからである。本国議会は本国内においてのみ立法権を持ち、契約による権威を持つ帝国の国王の下で、個別植民地（実は本国と同等の独立国家）の議会と並列関係に立つことになる。そして、この様な観点に立つならば、現存の帝国を維持しようとする限り、当然の事ながら、帝国国家連合論が導かれることになる。即ち、

イギリス帝国は一人の国王に服するこの様な多くの社会から成り立っていて、それぞれの社会が一個の独立した [distinct] 立法府を持っているのである。これがイギリス本国であったり、アイルランドであったり、アメリカのそれぞれのイギリス領植民地なのである。

あるいはまた、著者は次の様にも述べている。

イギリス帝国を構成するいくつかの独立国家 [distinct states] の間の憲制的関係はどの様なものであろうか? 「この問いに対しては」次の様に答えられるであろう。それらは一人の国王の下で全てが結び付いていて、みなが同一の君主の臣下であり、みなが彼のパースンや王位や尊厳を維持し、守る義務を負うのである。

以上の様に著者は、ロッキの言語によって、第一に移住は移住者を生国における国家構成の契約から解除すると主張し、第二に北アメリカの定住者たちが契約によって本国と対等な独立国家を形成したとし、最後にこれらの独立国家が帝国の国王との契約によって、本国をその一構成員とする国家連合体としての帝国を形成した、という議論を展開している。実際、著者の観点からするならば、「イギリスと諸植民地とを一個の国家に統合する事は、状況からして実行不可能であつて、有益な目的は、……それらが政治的統治のための独立の権威を維持しつつ、国王において結び付く事によって達成される」のである。そして、著者はこのエッセイを締めくくるにあつて、国家連合体としての「イギリス

帝国は、憲制の真の原則に当然払われるべき注意が払われるならば、世界中で最も強力に幸福で輝かしい帝国となるであろう」と宣言している。

しかしながら、「ハムデン」の一七七六年においてはもちろんの事ながら、このエッセイの書かれた一七七五年中頃の時点においてもすでに、帝国国家連合論が、帝国改造のプログラムとしても、帝国構造の解釈としても、あるいは本国・植民地間の妥協点としても、本国にとつてどういふ受け入れ難い論理である事が、明らかになつた。帝国国家連合論は、個別植民地議會を本国議會と同等の地位に置き、しかも「パースンとしての国王」への忠誠の觀念によつて、国王の権威の性格を変へるものであつた。本国議會議員たちは、帝国全体に対する本国議會の至上権と、「議會における国王」の権威を当然の事とする強いコンセンサスの上に立っていた。この点で、帝国国家連合論は、本国議會のリベラルなグループにとつてさえ、受け入れ難いものであつた。植民地に課税権を譲歩するつもりであつたチャタムのような人物であつても、「議會における国王」の主権を固く信奉していたのである。植民地側の議論は、イギリス政治のこの根本的な原理に抵触していたのであつて、帝国内

家連合論はいづれにせよ流産の運命にあつたと言つてよい。しかし同時に、この理論は、「統治の解体」のレトリックと結び付くならば、国王による契約違反によって帝国が解体し、個別植民地が契約以前の独立国家に回帰する、という論理を導くことになる。論争の重心は、帝国憲制の解釈の問題から、帝国からの分離の問題へと、急速に移行しつつあつたのである。

註

- (1) Anon., *Four Letters On Interesting Subjects* (Philadelphia, 1776). このパンフレットの著者がトマス・ペインであつたと推測する研究者もいる。この点については、A. Owen Aldridge, *Thomas Paine's American Ideology* (Newark, 1984), 219-221 を参照されたい。
- (2) Anon., *Four Letters On Interesting Subjects*, 11.
- (3) Declaration of the Causes and Necessity for Taking Up Arms. テクストとして用いたのは次の史料集である。
Jack P. Greene ed. *Colonies to Nation, 1763-1789* (New York, 1975), 255.
- (4) *Loc. cit.*
- (5) 大陸会議が公的文書において移住のレトリックを用いたのはこれが初めてではない。第一回大陸会議が一七七四年十月に発した「宣言と決議」の第二決議と第三決議で、「我々の祖先が」、「母国から移住した時」に享受して

いた権利と、「彼らの子孫」が現在行使できる権利についてのべている。しかし、第二決議においても第三決議においても、これらの権利は明確にイギリス臣民としての権利として捉えられていて、この点で一年後の「武器を取る事の大義と必要性の宣言」の移住論とは明らかに異なっている。 *Ibid.*, 244-245.

なお、本稿はパンフレットや新聞エッセイとして、公的な活字メディアにのつた限りでの議論をリサーチの対象としていて、これらの個人的な草稿を取り扱わない。この点は、大陸会議の宣言も同様である。しかし、「武器を取る事の大義と必要性の宣言」の、ジェファスンのもととの草稿と、ジェファスンが同宣言起草委員会に提出した草稿は、最終的に発表された「宣言」よりも、はるかによりロッキの移住論を展開しているのみならず、独立国家論から帝国国家連合論を導く論理さえ含んでいるので、もともとの草稿のその個所を、ここに訳出しておきたい。「イギリスの島の住人であつた我々の祖先は、悪政の害悪に長い間耐えていたのであるが、彼らの生国を後にし、政治的宗教的自由を求めて、こちら側の陸地に住みかを持つ事となつた。彼らは彼らの血を流し、彼らの財を犠牲にし、生活の平穏や安らぎを放棄して、アメリカの荒れ果てた荒野に定住したのである。そこで彼らは、様々な形態の憲制の下に、全ての十分で完全な立法権を持った市民社会を設立した。そして彼らは、彼らが後にして来た友人たちとの結び付きを継続するために、一人の共通の国王の下に、契約の特許状によって、彼ら

自身の態勢を整えた。こうして国王は、帝国の個別的諸部分 [the several parts of the empire] を結ぶ絆となったのゆゑである。Julian P. Boyd ed., *The Papers of Thomas Jefferson*, vol. 1 (Princeton, 1950), 193.

(9) James Macpherson, *The Rights Of Great Britain Asserted Against The Claims of America* (London, 1776), 21. See also 80-81.

(7) Thomas Paine, *Common Sense: Addressed to the Inhabitants of America* (Philadelphia, 1776), 2.

(8) *Ibid.*, 3.

(6) Charles Inglis, *The Deceiver Unmasked; Or, Loyalty And Interest United* (New York, 1776), 14.

(10) *Loc. cit.*

(11) William Stearns, *A View of the Controversy subsisting between Great-Britain and the American Colonies* (Watertown, 1775), 12-13.

(12) *Ibid.*, 15.

(13) スターニスズ以外に、植民地独力定住・発展論がロッキの労働＝所有権論と結びつけて論じられたる例として、次のパンフレットも参照されたい。Joseph Montgomery, *A Sermon Preached at Christiana Bridge And Newcastle, The 20th of July, 1775* (Philadelphia, 1775), 24-25; Jacob Duché, *The Duty Of Standing Fast In Our Spiritual And Temporal Liberties* (Philadelphia, 1775), 17; Judah Champeon, *Christian And Civil Liberty And Freedom Considered And Recommended* (Hartford, 1776), 16-17. それらの中で

特に注目すべきは、最初に挙げたジョセフ・モンゴメリーである。モンゴメリーは、ヨーロッパからの入植者によるインディアン土地の占有を正当化するために、自然法はその土地の生み出す産物を、腐敗させないで使用する範囲内においてのみ、土地の占有を認める、とするロッキの所有権論の中の、いわゆる「腐敗制限」を、インディアン土地所有に対して適用している。この点で、上記モンゴメリーの説教パンフレットの二十五頁の脚註と『統治論第二論文』三十一節及び三十二節を比較された。

なお、ロッキの労働＝所有権論が、そもそもイギリスによる北アメリカの植民地活動を念頭に置いて、ロッキが形成したものであったとする、次の様な研究が出ている。Barbara Arneil, *John Locke and America: The Defence of English Colonialism* (Oxford, 1996).

(14) "To the INHABITANTS of the MASSACHUSETTS-BAY," in *Massachusetts Spy*, May 3, 1775.

(15) Guillaume Thomas Francois Raynal, *The Sentiments Of A Foreigner, On The Disputes Of Great-Britain With America* (Philadelphia, 1775).

(16) *Ibid.*, 26.

(17) *Ibid.*, 24.

(18) *Ibid.*, 23.

(19) *Constitutional Gazette*, September 23, 1775; *New-York Gazette, and Weekly Mercury*, September 25, 1775.

(20) "HAMPDEN," in *Virginia Gazette* (Dixson and Hunter),

April 20 and 27, 1776.

- (21) "Some THOUGHTS on the Constitution of the British Empire; and the Controversy between Great-Britain and the American Colonies," in *Pennsylvania Packet*, June 12, 1775.